

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（<u>第一条</u>―<u>第四条</u>）</p> <p>第二節 訪問販売（<u>第五条</u>―<u>第二十二条</u>）</p> <p>第三節 通信販売（<u>第二十三条</u>―<u>第四十三条</u>）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（<u>第四十四条</u>―<u>第六十五条</u>）</p> <p>第五節 雑則（<u>第六十六条</u>）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（<u>第六十七条</u>―<u>第八十九条</u>）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（<u>第九十条</u>―<u>第一百八条</u>）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（<u>第一百九条</u>―<u>第一百三十条</u>）</p> <p>第五章 訪問購入（<u>第一百三十一条</u>―<u>第一百四十九条</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第一百五十条</u>―<u>第一百五十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（誘引方法に係る電磁的方法）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第二節 訪問販売（<u>第三条</u>―<u>第七条</u>の五）</p> <p>第三節 通信販売（<u>第八条</u>―<u>第十六条</u>の三）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（<u>第十七条</u>―<u>第二十三条</u>の三）</p> <p>第五節 雑則（<u>第二十三条</u>の四）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（<u>第二十四条</u>―<u>第三十一条</u>の四）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（<u>第三十一条</u>の五―<u>第三十九条</u>の二 の三）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（<u>第三十九条</u>の三―<u>第四十六条</u>の 四）</p> <p>第五章 訪問購入（<u>第四十七条</u>―<u>第五十六条</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第五十七条</u>―<u>第五十九条</u>）</p> <p>附則</p>

第三条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百

「条を加える。」

九十五号。以下「令」という。）第一条第一号及び第二号、第二条第一号及び第二号、第五条並びに第十九条の電磁的方法は次に掲げるものとする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前各号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（電磁的記録）

第四条 令第二条第一号の主務省令で定める電磁的記録は、H T M

「条を加える。」

L（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられ

る文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつて
ているものをいう。)その他の記号及びその体系で作成された電
磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利
用した閲覧の際に、一の送信元識別符号(同法第四十七条の五に
規定する送信元識別符号をいう。)によつて特定された一のペー
ジとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう
。

(訪問販売における書面の交付等)

第五条 法第四条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のと
おりとする。

「一〇九 略」

「条を削る。」

(訪問販売における書面の交付等)

第三条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりと
する。

「一〇九 同上」

第四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりと
する。

- 一 販売業者又は役務提供者の氏名又は名称、住所及び電話
番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式
- 六 商品の数量
- 七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合

第六条 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 略〕

〔2・3 略〕

第七条 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法
-----------------------------------	--

しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 同上〕

〔2・3 同上〕

第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等
-----------------------------------	--

<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合に於ては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、</p>	<p>イ 第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合に於ては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕チ 略</p>	<p>第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十二條において同じ。〕は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 略</p>

<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合に於ては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録によ</p>	<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合に於ては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕チ 同上</p>	<p>をいう。以下この条及び第七條の五において同じ。〕は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p>

書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。

「ロ」ト 略」

「2」6 略」

(法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法)

第八条 法第四条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込み

り役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。

「ロ」ト 同上」

「2」6 同上」

「条を加える。」

をした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第四条第一項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第九條 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第四条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第十條 販売業者又は役務提供者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならぬ。

一 申込みをした者が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第四条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、申込みをした者にとつて重要なものであること。

三 法第四条第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法(第八条第一項第一号に規定する方法に限る。)により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当

「条を加える。」

「条を加える。」

該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第九条第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなる。

四 法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上であるものに限る。以下この条及び第十二条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）

（）することができる申込みをした者に限り、法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができる。

2 販売業者又は役務提供者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 販売業者又は役務提供者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイ

バーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)を確保していること。

三 申込みをした者が法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第四条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第四条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の承認をした上で、法第四条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならぬ。

（法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条 法第四条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
- イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に法第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

「条を加える。」

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

(令第四条第三項の規定による確認)

第十二条 令第四条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第四条第三項の主務省令で定める方法)

第十三条 法第四条第三項の主務省令で定める方法は、第八条第一項第二号に掲げる方法とする。

(訪問販売における契約締結時交付書面の記載事項)

第十四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式
- 六 商品の数量
- 七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- 八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

(法第五条第三項において準用する法第四条第二項及び第三項に係る規定の準用)

第十五条 第八条から第十三条までの規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第四条第一項」とあるのは「法第五条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第十六条・第十七条 「略」

(訪問販売における禁止行為)

第十八条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各

「条を加える。」

第六条の二・第六条の三 「同上」

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各

各号に掲げるものとする。

〔一〇四 略〕

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面

〔ロ 略〕

〔六〇八 略〕

九 法第四条第二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第一項の規定により交付する書面（法第五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと

号に掲げるものとする。

〔一〇四 同上〕

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面

〔ロ 同上〕

〔六〇八 同上〕

〔号を加える。〕

-
- イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為
- ロ 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第六条第一項に規定する行為を除く。）
- ハ 威迫して困惑させる行為（法第六条第三項に規定する行為を除く。）
- ニ 財産上の利益を供与する行為
- ホ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）
- ヘ 第十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為
- ト 第十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為
- チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為
- リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは
-

は役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(業務を統括する者に準ずる者)

第十九条 令第六条第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第七条の主務省令で定めるもの)

第二十条 令第七条の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人(令第七条の使用人をいう。以下この項において同じ。)が代表権を有する役員である法人

〔ロ 略〕

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

〔イ 略〕

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の二 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第七条の三 令第三条の四の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人(令第三条の四の使用人をいう。以下この項において同じ。)が代表権を有する役員である法人

〔ロ 同上〕

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

〔イ 同上〕

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第七條の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

〔ハ・ニ 略〕

〔三 略〕

〔2・3 略〕

第二十一条・第二十二条 〔略〕

（通信販売についての広告）

第二十三条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第七十條第三号及び第一百十條第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四〇十 （略）

第二十四条 〔略〕

第二十五条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第二

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第三條の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

〔ハ・ニ 同上〕

〔三 同上〕

〔2・3 同上〕

第七條の四・第七條の五 〔同上〕

（通信販売についての広告）

第八條 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五條第三号及び第四十條第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四〇十 （略）

第九條 〔同上〕

第十條 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八條第

十三条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める事項（第二十三条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第二十三条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役

四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める事項（第八条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第八条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の

務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十条第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3 略〕

第二十六条 「略」

(電子メール広告に係る電磁的方法)

第二十七条 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法は次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3 同上〕

第十一条 「同上」

(電磁的方法)

第十一条の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法(以下単に「電磁的方法」という。)は第一号及び第二号に掲げるものとし、令第一条第一号の電磁的方法は第一号から第三号までに掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

第二十八条・第二十九条 [略]

第三十条 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあっては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録（以下この条、第三十五条、第七十四条及び第一百十五条において「書面等」という。）。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるように表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

〔一〕 略

〔2〕 略

第三十一条〜第三十八条 [略]

第十一条の三・第十一条の四 [同上]

第十一条の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあっては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録（以下この条、第十一条の十、第二十七条の三及び第四十二条の三において「書面等」という。）。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるように表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

〔一〕 同上

〔2〕 同上

第十一条の六〜第十三条 [同上]

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十九条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

〔一 略〕

二 電磁的記録媒体により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

第四十条・第四十一条 「略」

(法第十五条の二第一項の主務省令で定める者)

第四十二条 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第四十三条 「略」

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第四十四条 法第十八条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

〔一 同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

第十五条・第十六条 「同上」

(法第十五条の二第一項の主務省令で定める者)

第十六条の二 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第十六条の三 「同上」

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇九 略」

「条を削る。」

第四十五条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

「表 略」

「2・3 略」

「一〇九 同上」

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式
- 六 商品の数量
- 七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- 八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第十九条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

「表 同上」

「2・3 同上」

第四十六条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等という。以下この条及び第六十五条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 略</p>
<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買</p>	<p>イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつて</p>

第二十條 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等という。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p>
<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した</p>

<p>契約の解除に関する事項</p>	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>
<p>は、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕チ 略〕</p>	<p>イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 略〕</p>

〔2〕6 略〕

（法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法）

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

<p>契約の解除に関する事項</p>	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>
<p>日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕チ 同上〕</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕ト 同上〕</p>

〔2〕6 同上〕

〔条を加える。〕

-
- 一 電子情報処理組織（販売業者又は役務提供者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第五十条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 販売業者又は役務提供者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 販売業者又は役務提供者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
- 一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。
-

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第十八条第一項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第四十八条 令第九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第十八条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第四十九条 販売業者又は役務提供事業者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 申込みをした者が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上

「条を加える。」

「条を加える。」

で、法第十八条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、申込みをした者にとって重要なものであること。

三 法第十八条第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第四十七条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第二十四条第一項の規定による申込みの撤回等がでなくなること。

四 法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条及び第五十一条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完了するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

-
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。
 - 3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - 一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。
 - 二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。
 - 三 申込みをした者が法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス
 - 4 販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。
 - 5 販売事業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第九条
-

第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第十八条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第十八条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第五十条 令第九条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

「条を加える。」

の

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第九条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第四十七条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

（令第九条第三項の規定による確認）

第五十一条 令第九条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

「条を加える。」

(法第十八条第三項の主務省令で定める方法)

第五十二条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、第四十

七条第一項第二号に掲げる方法とする。

「条を加える。」

(電話勧誘販売における契約締結時交付書面の記載事項)

第五十三条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のと

おりとする。

「条を加える。」

一 販売業者又は役務提供者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 商品に型式があるときは、当該型式

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

(法第十九条第三項において準用する法第十八条第二項及び第三項に係る規定の準用)

第五十四条 第四十七条から第五十二条までの規定は、第十九条第三項において第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「第十八条第一項」とあるのは「第十九条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第五十五条 第二十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇六 略」

第五十六条 第二十条第一項の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

「一・二 略」

「2 略」

(第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る電磁的方法)

第五十七条 第二十条第二項の主務省令で定める方法は、第四十七条に規定する方法とする。

「条を加える。」

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十一条 第二十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇六 同上」

第二十二条 第二十条の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

「一・二 同上」

「2 同上」

「条を加える。」

(法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る電磁的方法の種類及び内容)

第五十八条 令第十条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第二十条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第五十九条 販売業者又は役務提供事業者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 申込みをした者が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第二十条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面により通知されること。
- 二 法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面による通知に記載すべき事項であり、申込みをした者にとって重要なものであること。
- 三 法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機(その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以

「条を加える。」

「条を加える。」

下この条において同じ。)を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作(当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。)することができる申込みをした者に限り、法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス(電子メールにより提供される場合に限る。)を日常的に使用していること。

二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 申込みをした者が法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

-
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。
 - 5 販売事業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第十条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第二十条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。
 - 6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。
 - 7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第二十条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。
-

(法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第六十条 令第十条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第四十七条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

第六十一条・第六十二条 [略]

「条を加える。」

第二十二條の二・第二十二條の三 [同上]

(電話勧誘販売における禁止行為)

第六十三條 法第二十二條第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〜六 略〕

七 法第十八條第二項(法第十九條第三項において準用する場合

を含む。)の規定により法第十八條第一項の規定により交付する書面(法第十九條第三項において準用する場合にあつては同條第一項又は第二項の規定により交付する書面)に記載すべき事項を電磁的方法により又は法第二十條第二項の規定により同條第一項の規定により通知する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為
(法第二十一條第一項に規定する行為を除く。)

ハ 威迫して困惑させる行為(法第二十一條第三項に規定する行為を除く。)

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第十八條第一項又は法第十九條第一項若しくは第二項の規定による書面の交付又は第二十條第一項の規定による書面

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三條 法第二十二條第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〜六 同上〕

〔号を加える。〕

による通知につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（二に掲げる行為を除く。）

へ 第四十九条第三項又は第五十九条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト 第四十九条第三項又は第五十九条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）

第六十四条 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第六十五条・第六十六条 「略」

（特定利益）

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）
第二十三条の二 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第二十三条の三・第二十三条の四 「同上」

（特定利益）

第六十七条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第六十九条、第七十二条、第七十九条及び第八十九条を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔一・三 略〕

第六十八条～第七十一条 〔略〕

（誇大広告等の禁止）

第七十二条 法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

〔一～五 略〕

- 六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び法第四十条の第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

第七十三条～第七十八条 〔略〕

第七十九条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の四を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔一・三 同上〕

第二十四条の二～第二十六条 〔同上〕

（誇大広告等の禁止）

第二十七条 法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

〔一～五 同上〕

- 六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

第二十七条の二～第二十九条 〔同上〕

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が

が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
<p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 法第四十条の二第一項の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔(1) (3) 略〕</p> <p>(4) 令第二十三条で定めるとき。</p> <p>〔二〕へ 略〕</p>
〔五〕七 略〕	

契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
<p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 法第四十条の二第一項の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔(1) (3) 同上〕</p> <p>(4) 令第十条の三で定めるとき。</p> <p>〔二〕へ 同上〕</p>
〔五〕七 同上〕	

「24 略」

(法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法)

第八十条 法第三十七条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織(連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第八十三条において同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の閲覧に供し、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

「24 同上」

「条を加える。」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し通知するものであること。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項に掲げる方法により法第三十七条第一項又は第二項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第八十一条 令第二十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、連鎖販売業を行う者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(法第三十七条第三項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第八十二条 連鎖販売業を行う者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、次に掲げる事項（法第三十七条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。

一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第三十七条第三項の規定による承諾をしなければ、同条第一項又は第二項の書面が交付されること。

二 法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項又は第二項の書面に記載すべき事項であり、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方にとって重要なものであること。

三 法第三十七条第二項の書面に記載すべき事項を同条第二項の

「条を加える。」

「条を加える。」

規定による電磁的方法（第八十条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合においては、連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連鎖販売取引の相手方に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して二十日を経過した場合においては、法第四十条第一項の規定による連鎖販売契約の解除ができなくなること。

四 法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができるとする連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に限り、法第三十七条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 連鎖販売業を行う者は、前項の説明をするときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が電子メールの送受信その他の法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するた
めに必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該連鎖販売取
引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方
が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス
(電子メールにより提供される場合に限る。)を日常的に使用
していること。

二 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売
取引の相手方が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバー
セキュリティを確保していること。

三 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売
取引の相手方が法第三十七条第三項の規定による電磁的方法に
より提供される事項を当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしよ
うとする者又は連鎖販売取引の相手方があらかじめ指定する者
に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無
及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールア
ドレス

4 連鎖販売業を行う者は、前項の確認をするときは、連鎖販売取
引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が
日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該連鎖販売業を行
う者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法
により行わなければならない。

5 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が令第二十一条第一項の書面等に当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第三十七条第三項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、連鎖販売業を行う者は、記号の記入その他の当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方があらかじめ指定する者に対し、法第三十七条第三項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 連鎖販売業を行う者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第三十七条第三項の規定による承諾を得たときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。以下この項において同じ。）を交付しなければならない。ただし、法第三十七条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方

法により提供する場合においては、当該承諾を得たことを証する書面を電磁的方法により提供することができる。

(法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第八十三条 令第二十一条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に令第二十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八十一条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

「条を加える。」

2 前項各号に掲げる方法は、連鎖販売業を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

(令第二十一条第三項の規定による確認)

第八十四条 令第二十一条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第三十七条第四項の主務省令で定める方法)

第八十五条 法第三十七条第四項の主務省令で定める方法は、第八十条第一項第二号に掲げる方法とする。

(連鎖販売取引における禁止行為)

第八十六条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一～三 略」

四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書

「条を加える。」

「条を加える。」

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一～三 同上」

四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないこ

面を交付しないことを唆し、又は法第三十七条第一項又は第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

〔五〇十一 略〕

十二 法第三十七条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第三十四条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第三十四条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第三十七条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（二に掲げる行為を除く。）

ヘ 第八十二条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖

とを唆し、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

〔五〇十一 同上〕

〔号を加える。〕

販売取引の相手方に不当な影響を与える行為

ト 第八十二条第三項の確認をせず、又は確認ができない連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第二十二條において準用する令第七條の主務省令で定めるもの)

第八十七條 第二十條の規定は、令第二十二條において読み替えて準用する令第七條に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十條第一項中「販売業者又は役務提供者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

(令第十條の二において準用する令第三條の四の主務省令で定めるもの)

第三十一條の二 第七條の三の規定は、令第十條の二において読み替えて準用する令第三條の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七條の三第一項中「販売業者又は役務提供者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

(法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る電磁的方法)

第九十六条 法第四十二条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機と特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者（以下この条、第九十八条から第百条まで及び第百五条第八号において「特定継続的役務の提供を受けようとする者等」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第九十九条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機と特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて特定継続的役務の提供を受けようとする者

「条を加える。」

等の閲覧に供し、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し通知するものであること。

3 役務提供事業者又は販売業者は、第一項に掲げる方法により法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第九十七条 令第二十六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、役務提供事業者又は販売業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第四十二条第四項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第九十八条 役務提供事業者又は販売業者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、次に掲げる事項(法第四十二条第一項の書面に記載すべき事項を同第四項の規定による電磁的方法により提供する場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を説明しなければならぬ。

- 一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第四十二条第四項の規定による承諾をしなければ、同条第一項、第二項又は第三項の書面が交付されること。

- 二 法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項、第二項又は第三項の書面に記載すべき事項であり、特定継続的役務の提供を受けようとする者等にと

「条を加える。」

「条を加える。」

つて重要なものであること。

三 法第四十二条第二項又は第三項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第九十六条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合には、特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合には、法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除ができなくなること。

四 法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条及び第百条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができる特定継続的役務の提供を受けようとする者等に限る、法第四十二条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 役務提供者又は販売業者は、前項の説明をするときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が理解できるように平

易な表現を用いなければならない。

3 役務提供者又は販売業者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が電子メールの送受信その他の法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 役務提供者又は販売業者は、前項の確認をするときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該役務提供者又は販売業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わ

なければならない。

5 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が令第二十六条第一項の書面等に当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第四十二条第四項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、役務提供事業者又は販売業者は、記号の記入その他の当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等があらかじめ指定する者に対し、法第四十二条第四項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第四十二条第四項の規定による承諾を得たときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

8 役務提供事業者又は販売業者は、次に掲げる場合には、前項の規定による書面を電磁的方法により提供することができる。

一 法第四十二条第一項の書面に記載すべき事項を同条第四項の

規定による電磁的方法により提供する場合

二 役務提供者事業者又は販売業者が第二条第二号に掲げる情報処理の用に供する機器を利用する方法により特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約の申込みを受けて行う特定継続的役務の提供又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売であつて、インターネットを通じて提供する特定継続的役務について、法第四十二条第二項又は第三項の書面に記載すべき事項を同条第四項の規定による電磁的方法により提供する場合

(法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第九十九条 令第二十六条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて役務提供者事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に令第二十六条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。

)を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 役務提供者事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備

「条を加える。」

- えられたファイルに記録された第九十七条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて特定継続的役務の提供を受けようとする者等の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、役務提供事業者又は販売業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

(令第二十六条第三項の規定による確認)

第百条 令第二十六条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第四十二条第五項の主務省令で定める方法)

第百一条 法第四十二条第五項の主務省令で定める方法は、第九十六条第一項第二号に掲げる方法とする。

第百二条 第百四条 [略]

「条を加える。」

「条を加える。」

第三十七条 第三十八条 [同上]

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第百五条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

「一七 略」

八 法第四十二条第四項の規定により同条第一項、第二項又は第三項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 特定継続的役務の提供を受けようとする者等の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第四十四条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第四十四条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第九十八条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等に不当な影響を与える行為

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

「一七 同上」

「号を加える。」

ト 第九十八条第三項の確認をせず、又は確認ができない特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、特定継続的役務の提供を受けようとする者等の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第二十八条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

第百六条 第二十条の規定は、令第二十八条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

第百七条、第百十九条 「略」

第百二十条 「略」

事項	基準
一 引き渡された	引き渡された商品（施設を利用し及び役

(令第十三条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第三十九条の二 第七条の三の規定は、令第十三条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

第三十九条の二、第四十四条 「同上」

第四十五条 「同上」

事項	基準
一 引き渡された	引き渡された商品（施設を利用し及び役

<p>商品（施設を利 用し及び役務の 提供を受ける権 利を除く。）が 種類又は品質に 関して契約の内 容に適合しない 場合の責任に関 する事項</p>	<p>務の提供を受ける権利を除く。）が種類 又は品質に関して契約の内容に適合しな い場合に業務提供誘引販売業を行う者が その不適合について責任を負わない旨が 定められていないこと。</p>
---	--

〔二・三 略〕

〔2〕5 略〕

（法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る電磁的方法）

第百二十一条 法第五十五条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織（業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第百二十四条において同じ。）を使用する方法

<p>商品（施設を利 用し及び役務の 提供を受ける権 利を除く。）が 種類又は品質に 関して契約の内 容に適合しない 場合の責任に関 する事項</p>	<p>務の提供を受ける権利を除く。）が種類 又は品質に関して契約の内容に適合しな い場合に販売業者がその不適合について 責任を負わない旨が定められていないこ と。</p>
---	---

〔二・三 同上〕

〔2〕5 同上〕

〔条を加える。〕

のうちイ又はロに掲げるもの

イ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の閲覧に供し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し通知するものであること。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項に掲げる方法により法第五十五条第一項又は第二項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第百二十二条 令第三十二条第一項の規定により示すべき電磁的方

法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、業務提供誘引販売業を行う者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第五十五条第三項の規定による承諾の取得に当たつての説明

「条を加える。」

及び確認等)

第二百二十三條

業務提供誘引販売業を行う者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、次に掲げる事項（法第五十五条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法により提供する場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。

一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第五十五条第三項の規定による承諾をしなければ、同条第一項又は第二項の書面が交付されること。

二 法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項又は第二項の書面に記載すべき事項であり、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方にとって重要なものであること。

三 法第五十五条第二項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第二百二十一条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合には、業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該業務提供誘引販売契約の相手方に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して二十日を経過した場合においては、法第五十八条第一項の

〔条を加える。〕

規定による業務提供誘引販売契約の解除ができなくなること。

四 法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができ業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に限り、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の説明をするときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が電子メールの送受信その他の法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者

又は業務提供誘引販売契約の相手方が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の確認をするときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該業務提供誘引販売業を行う者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が令第三十二条第一項の書面等に当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の

氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第五十五条第三項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、業務提供誘引販売業を行う者は、記号の記入その他の当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方があらかじめ指定する者に対し、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第五十五条第三項の規定による承諾を得たときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。以下この項において同じ。）を交付しなければならない。ただし、法第五十五条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法により提供する場合においては、当該承諾を得たことを証する書面を電磁的方法により提供する

ことができる。

(法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二百二十四条 令第三十二条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に令第三十二条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第二百二十二条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

「条を加える。」

2 前項各号に掲げる方法は、業務提供誘引販売業を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

(令第三十二条第三項の規定による確認)

第百二十五条 令第三十二条第三項の規定による確認は、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が閲覧することができ、かつ、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第五十五条第三項の主務省令で定める方法)

第百二十六条 法第五十五条第三項の主務省令で定める方法は、第百二十一条第一項第二号に掲げる方法とする。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第百二十七条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一〇八 略」

九 法第五十五条第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提

「条を加える。」

「条を加える。」

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一〇八 同上」

「号を加える。」

供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十二条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第五十二条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第五十五条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（二に掲げる行為を除く。）

ヘ 第二百二十三条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に不当な影響を与える行為

ト 第二百二十三条第三項の確認をせず、又は確認ができない業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第三十三条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

第百二十八条 第二十条の規定は、令第三十三条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は業務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは業務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

第百二十九条・第百三十条 「略」

(訪問購入における書面の交付等)

第百三十一条 法第五十八条の七第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

(令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第四十六条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は業務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは業務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

第四十六条の三・第四十六条の四 「同上」

(訪問購入における書面の交付等)

第四十七条 法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「二〇八 略」

「条を削る。」

第百三十二条 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

「二〇八 同上」

第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約の締結の年月日
- 四 物品名
- 五 物品の特徴
- 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び第四号の事項

第四十九条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 略〕

〔2・3 略〕

第三百三十三条 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第一項第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の第十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第四百四十八条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕へ 略〕</p>
--	--

2 前項及び法第五十八条の七第一項第六号に掲げる事項は赤枠の

〔表 同上〕

〔2・3 同上〕

第五十条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の第十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ〕へ 同上〕</p>
--	--

2 前項及び法第五十八条の七第六号に掲げる事項は赤枠の中に赤

中に赤字で記載しなければならない。

(法第五十八条の七条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法)

第三百三十四条 法第五十八条の七条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織(購入業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び第三百三十七条において同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 購入業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

字で記載しなければならない。

「条を加える。」

- 一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。
 - 三 前項第一号に掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。
- 3 購入業者は、第一項に掲げる方法により法第五十八条の七第一項の規定による書面に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第百三十五条 令第三十五条第一項の規定により示すべき電磁的方

法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、購入業者が使用するものの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第五十八条の七第二項の規定による承諾の取得に当たつての

「条を加える。」

説明及び確認等)

第三百三十六条 購入業者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 申込みをした者が第一項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第五十八条の七第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、申込みをした者にとつて重要なものであること。

三 法第五十八条の七第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第三百三十四条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第五十八条の十四第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなること。

四 法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条及び第三百三十八条において同じ。）を日常的に

「条を加える。」

-
- 使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。
 - 2 購入業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。
 - 3 購入業者は、第一項の説明をした後、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - 一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。
 - 二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。
 - 三 申込みをした者が法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス
 - 4 購入業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常
-

的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該購入業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 購入業者は、申込みをした者が令第三十五条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第五十八条の七第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、購入業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 購入業者は、申込みをした者が第三項第三号の電子メールによる送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 購入業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第五十八条の七第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百三十七条 令第三十五条第一項の主務省令で定める方法は、次

「条を加える。」

に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気回線を通じて購入業者の使用に係る電子計算機に令第三十五条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第三十五条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、購入業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（令第三十五条第三項の規定による確認）

第三百三十八条 令第三十五条第三項の規定による確認は、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたこと

「条を加える。」

を確認することにより行うものとする。

(法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法)

第百三十九条 法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法は

、第百三十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

(訪問購入における契約締結時交付書面の記載事項)

第百四十条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約の締結の年月日
- 四 物品名
- 五 物品の特徴
- 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第一項第三号及び第四号の事項

「条を加える。」

「条を加える。」

(法第五十八条の八第三項において準用する法第五十八条の七第二項及び第三項に係る規定の準用)

第四百四十一条 第三百三十四条から第三百三十九条までの規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第五十八条の七第一項」とあるのは「法第五十八条の八第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

第四百四十二条・第四百四十三条 「略」

第四百四十四条 「略」

〔2 略〕

〔一・二 略〕

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領していなかった場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかった場合には、当該期間を経過

〔条を加える。〕

第五十一条・第五十二条 「同上」

第五十三条 「同上」

〔2 同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していなかった場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかった場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相

した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七第一項の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

〔五〕十 略〕

〔三〕六 略〕

（訪問購入における禁止行為）

第百四十五条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕五 同上〕

六 法第五十八条の七第二項（法第五十八条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十八条の七第一項の規定により交付する書面（法第五十八条の八第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為
ロ 顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十八条の十

手方は当該契約の解除を行うことができること。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

〔五〕十 同上〕

〔三〕六 同上〕

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕五 同上〕

〔号を加える。〕

第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第五十八条の十第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第五十八条の七第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第三十六条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方に不当な影響を与える行為
ト 第三十六条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は売買契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は売買契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（令第三十六条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの）

第四百四十六条 第二十条の規定は、令第三十六条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準

（令第十六条の四において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

第五十四条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の四において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるもの

用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

第四百四十七条・第四百四十八条 [略]

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第四百四十九条 令第三十七条第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

第四百五十条 [略]

(親法人等又は関連法人等)

第四百五十一条 令第四十条の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

について準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

第五十四条の三・第五十五条 [同上]

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

第五十七条 [同上]

(親法人等又は関連法人等)

第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

【一〇三 略】

2 令第四十条の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

【一〇三 略】

第百五十二条 【略】

様式第一（第二十二条及び第六十五条関係）

【略】

（備考）

【一 略】

二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第二十二條第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十五條第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

【略】

【三 略】

四 役務提供契約の場合は、省令第二十二條第一項第二号から第四

【一〇三 同上】

2 令第十七条の二の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

【一〇三 同上】

第五十九条 【同上】

様式第一（第七条の五及び第二十三条の三関係）

【同左】

（備考）

【一 同左】

二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三條の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

【同左】

【三 同左】

四 役務提供契約の場合は、省令第七条の五第一項第二号から第四

号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十五条第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

様式第二（第八十九条関係）

〔略〕

（備考）

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合、省令第八十九条第一項第二号から第四号までに基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

- 二 役務提供契約の場合は、省令第八十九条第一項第二号から第四号までに基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

様式第三（第八十九条関係）

〔略〕

（備考）

〔一 略〕

- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第八十九条第一項第三号及び第四号に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

様式第二（第三十一条の四関係）

〔同左〕

（備考）

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

- 二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づき記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

様式第三（第三十九条の二の三関係）

〔同左〕

（備考）

〔一 同左〕

- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

<p>[略]</p> <p>様式第四 (第百三十条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(備考)</p> <p>一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合には、省令第百三十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。</p> <p>[略]</p> <p>二 役務提供契約の場合は、省令第百三十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。</p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>様式第四 (第四十六条の四関係)</p> <p>[同左]</p> <p>(備考)</p> <p>一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合には、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。</p> <p>[同左]</p> <p>二 役務提供契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。</p> <p>[同左]</p>
<p>様式第五 (第百四十四条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第五 (第五十三条関係)</p> <p>[同左]</p>
<p>様式第六 (第百四十四条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第五の二 (第五十三条関係)</p> <p>[同左]</p>
<p>様式第七 (第百四十八条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第六 (第五十五条関係)</p> <p>[同左]</p>
<p>様式第八 (第百五十条関係)</p>	<p>様式第七 (第五十七条関係)</p>

[略]

[同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。